

報告第4号

三次市教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、三次市教育長職務代理者を指名したので、次のとおり報告する。

令和8年5月21日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会委員

井岡 直美

任期

令和8年5月14日から教育長が新たに教育長の職務代理者を指名するまで